

ID: 216

担当部署: こども福祉部 福祉室 生活援護課

処分の概要	保護の変更の決定(法第24条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	生活保護法 第24条第9項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (申請による保護の開始及び変更) 第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。 (申請による保護の開始及び変更) 第24条 9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日